平成29年度 第1回中野市都市計画審議会次第

日時 平成 30 年 1 月 18 日 (木) 午後 2 時 30 分 場所 中野市市民会館 1 階 43 号会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

議案第1号

建築基準法の規定に基づくその他の処理施設(一般廃棄物処理施設) の用途に供する敷地の位置について (長野県許可)

4 その他

5 閉 会

議案第1号

建築基準法の規定に基づくその他の処理施設(一般廃 棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について

I 経過

使用済きのこ培地をリサイクル培地や堆肥として再利用するため、使用済きのこ培地の発酵・乾燥処理などを行う施設整備を予定している事業者から 建築基準法第51条ただし書きの規定による許可申請が特定行政庁(長野県) あて提出された。

きのこ培地…とうもろこしの芯の破砕粉に栄養分を配合したもの

Ⅱ 都市計画審議会に付議する理由

☞建築基準法第51条の規定による

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとされている。

ただし、都市計画決定がなされていない場合は、特定行政庁(長野県)が中野市都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、新築し、又は増築することが可能となると定められている。

今回設置する施設は、「その他政令で定める処理施設」に該当する。

■建築基準法(抜粋)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場<u>※1その他政令で定める処理施設</u>の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

※1その他政令で定める処理施設とは

■建築基準法施行令(抜粋)

(位置の制限を受ける処理施設)

第一三〇条の二の二 法五十一条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 <u>※ 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項のごみ処理</u>施設(ごみ焼却場は除く。)

※2廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の掲げるごみ処理施設とは

- ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抜粋)
- (一般廃棄物処理施設)

第五条第一項 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、**一日当たり の処理能力が五トン以上**のごみ処理施設とする。

⇒今回の施設の処理能力は 45 t /日であり一般廃棄物処理施設に該当

●特定行政庁(長野県)からの都市計画審議会付議依頼

申請者からの建築基準法第 51 条ただし書き許可申請により、特定行政庁(長野県)から中野市に都市計画審議会の付議依頼があったものによる。

申請者 特定行政庁(長野県) 中野市 \rightarrow 申請 申請書進達 \rightarrow 申請書受理 都市計画審議会へ諮問 都市計画審議会付議依頼 都市計画審議会 答申 \rightarrow 市意見 許可・不許可 1 通知 \leftarrow

建築基準法第51条ただし書き許可申請フロー

Ⅲ 一般廃棄物処理施設の概要

1 敷地の位置

中野市大字七瀬字前田 37-1 の一部、43-1、44-1 (別紙 1 位置図) (用途は非線引き区域の無指定)

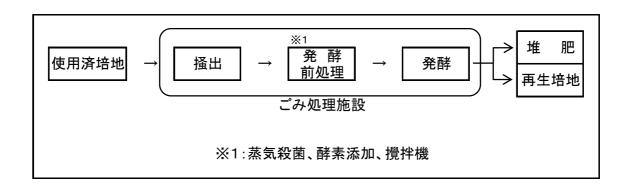
2 申請者

中野市大字吉田 166-2 農事組合法人ひらの培養センター 代表理事 長島政弘

- 3 敷地面積 (別紙2 配置図) 4,642.21 ㎡
- 4 施設種類

使用済きのこ培地リサイクル施設(一般廃棄物処理施設)

- 5 廃棄物の種類 使用済きのこ培地
- 6 事業内容・工程等 (別紙3 作業フロ一図) 申請者の農事組合法人は、エノキタケ生産者組合員等から収穫後の 使用済きのこ培地を回収し、発酵、乾燥処理などを行い、再生培地として リサイクル、また、堆肥として再利用し、コスト削減や資材の有効利用を 図る。
- 7 処理能力 45 t /日



IV 周辺の土地利用状況

当該敷地は主要地方道中野豊野線(志賀中野有料道路の高架)の北側に隣接 しており、西には長丘丘陵があり、周囲は一部事業用地として使われているほ か、きのこ栽培工場と農地に囲まれている。

当該敷地から東側約 80m のところに直近の人家があり、その他の人家が対象施設から 100mから 150mの範囲内に数軒存在する。

周辺の公共施設のうち、中野平中学校までは約 550m、平野保育園までは 900m、平野小学校までは 1,050m離れている。

(別紙4 周辺の公共施設位置図)

V 周辺環境への影響

当該施設の計画については、廃棄物処理施設の設置許可を取得するにあたり、 ※3生活環境影響調査を行い、当該施設による周辺環境への影響(大気質、騒音・振動、悪臭)について現況及び予測調査を行っている。

当該施設による周辺環境への影響は小さいもしくは現況どおりであるとの調査結果が得られている。

なお、当該施設稼働後は騒音、悪臭について定期的な測定を行うこととしている。

※3生活環境影響調査とは

産業廃棄物処理法に基づき、許可を要するすべての廃棄物処理施設について 実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周 辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、 地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を 作り上げていくための調査

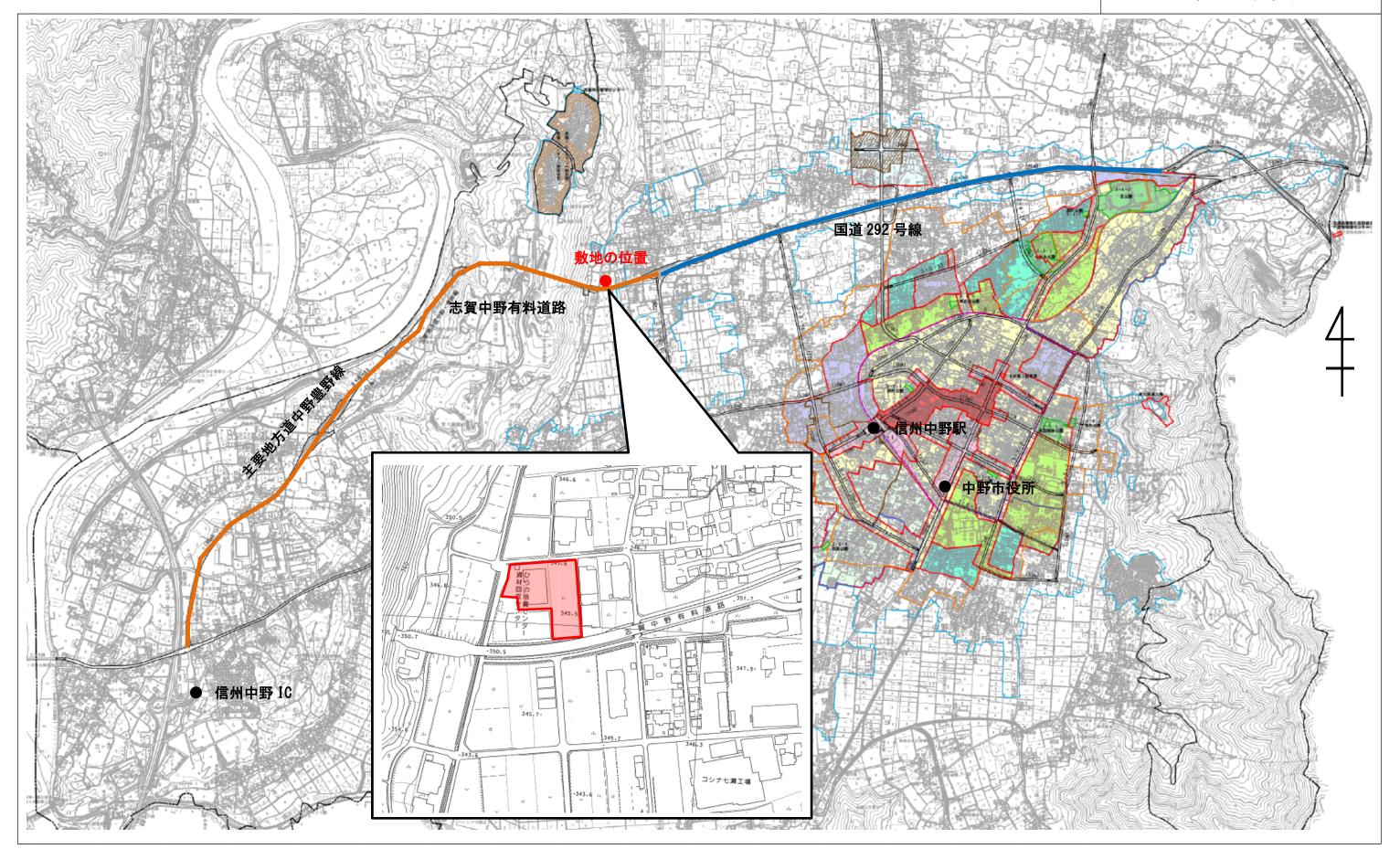
VI 都市計画上の支障について

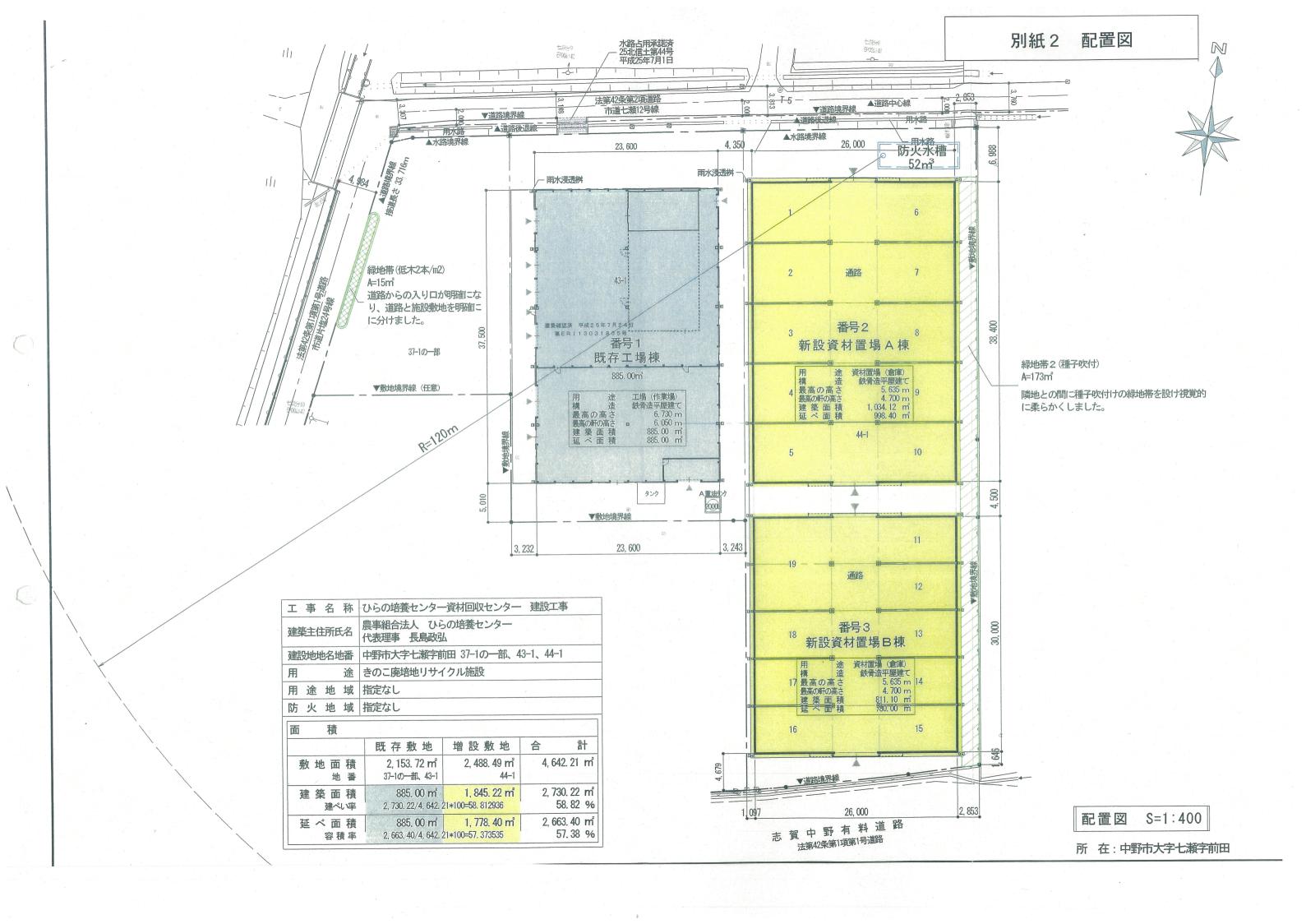
以下の理由から、

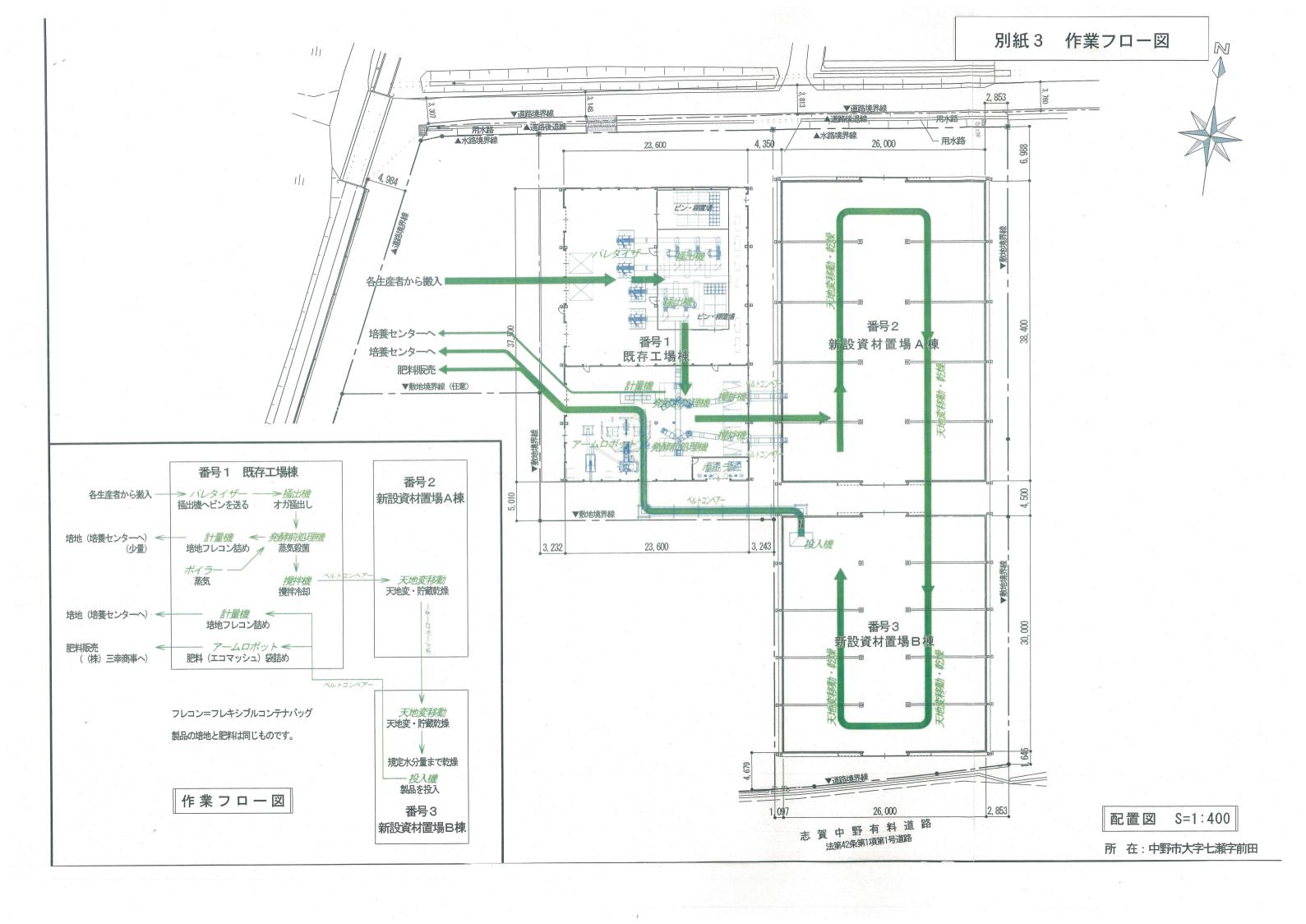
当該施設の敷地の位置については都市計画上支障がないと考えられる。

- ▶用途が指定されている地域ではないこと(無指定)
- ▶学校などの公益的施設は、距離・地形的に影響がない位置関係にあること
- ▶周辺環境に与える影響については、予測値が著しく基準値を上回ることはなく、 周辺環境への影響は小さいもしくは現況どおりであること
- ▶中野市都市計画マスタープランにおける全体構想において、当該敷地位置は 農業基盤の維持に努めるとされている田園地域ゾーン内に位置しており、 他の都市施設整備計画などがないため
- ▶地元区及び隣接区の同意が得られていること

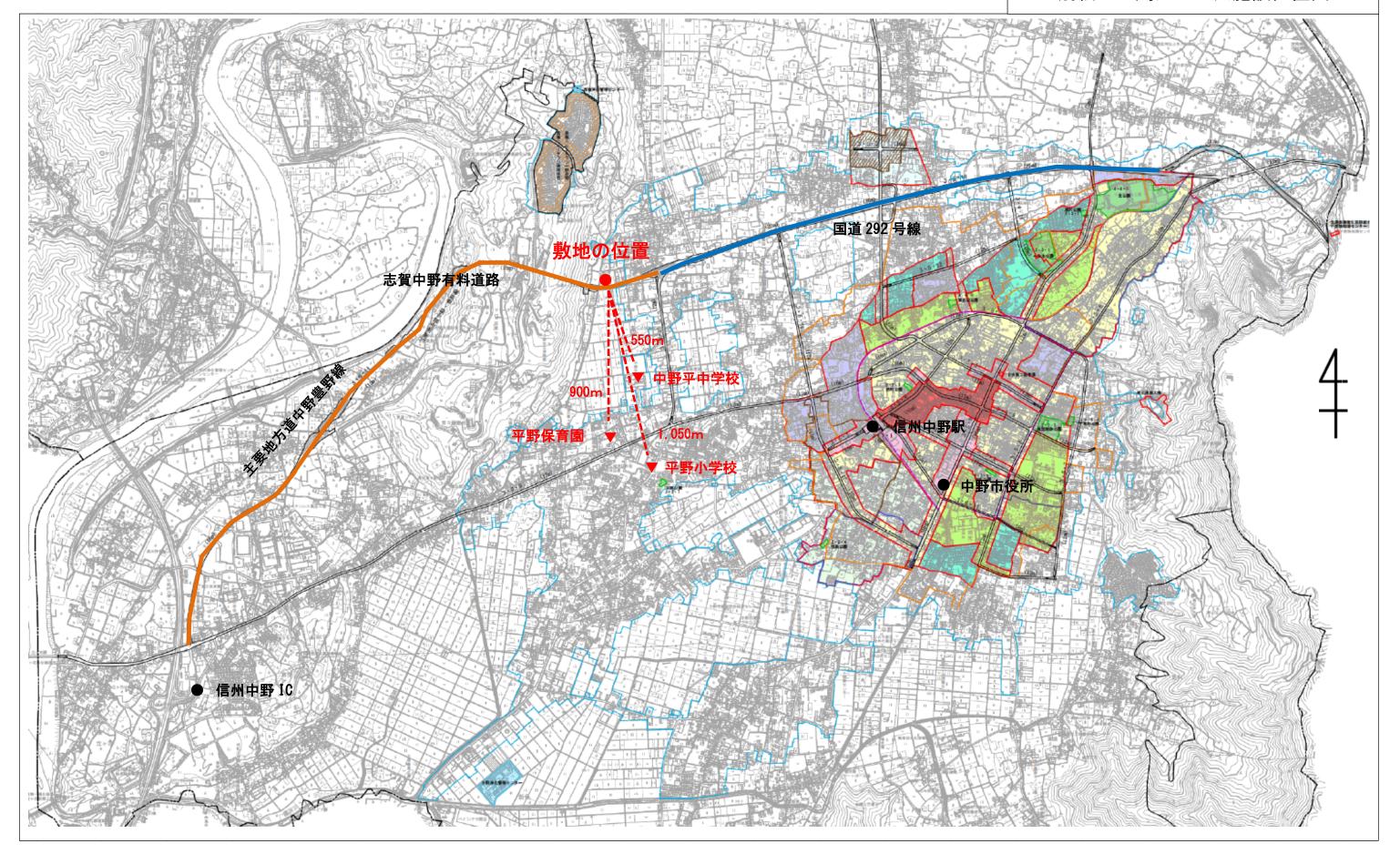
別紙1 位置図







別紙4 周辺の公共施設位置図



報告 中野都市計画道路西町上小田中線及び立ケ花東山線 の事業認可について

■中野都市計画道路 西町上小田中線及び立ケ花東山線に関する今までの経過

〇平成24年

- 2月 都市計画道路の見直し方針の素案を公表
- 3月 中野市都市計画審議会で変更候補路線に決定

都市計画変更に向け、関係機関との調整、地元住民説明会などを開催

〇平成28年

- 2月 変更計画の素案の閲覧
- 3月 公聴会
- 9月 変更計画の案の公告及び縦覧
- 9月 計画決定権者の県から市への意見聴取
- 10月 中野市都市計画審議会(原案のとおり変更に異議なしの答申)
- 10月 市から県への意見回答
- 11月 長野県都市計画審議会(原案どおり決定)
- 12月 変更告示 (H28.12.1付け)

■平成29年4月事業認可

都市計画道路 西町小田中線及び立ケ花東山線の一部区間の事業が認められた。

事業認可概要

●施行者

長野県

●設計の概要

路線名	西町上小田中線	立ケ花東山線
延長	約 320m	約 270m
幅 員	16m	16m
車線の数	2 車線	2 車線

●事業施行期間

平成29年4月3日から平成37年3月31日

